

第2期 松江市教職員の働き方改革プラン

～健康で生き生きと働いて、こどもに豊かな教育を～

(業務量管理・健康確保措置実施計画)



松江市教育委員会

令和6年3月

(令和8年3月改定)

目次

I 第1期及び第2期（令和6年度まで）松江市教職員の働き方改革プランの取組から見てきたこと

1 検証結果の概要.....	3
(1) 時間外在校等時間と年次有給休暇取得状況.....	3
(2) 労働安全衛生の視点.....	4
(3) 地域や家庭との連携.....	5
2 第2期松江市教職員の働き方改革プランの見直しの趣旨及び重点.....	5

II 第2期松江市教職員の働き方改革プランの基本方針

1 目的.....	6
2 取組期間.....	6
3 数値目標.....	6
4 取組の検証と改善.....	6
5 SDGsへの貢献.....	6

III 第2期松江市教職員の働き方改革プランを推進するための具体的な取組

1 業務量管理について.....	7
(1) 地域や家庭等の理解と協力 ～主に【学校以外が担うべき業務】～	
①学校運営協議会や関係機関への働きかけ.....	8
②家庭や地域への周知や広報.....	8
③音声ガイダンス対応電話の完全導入.....	8
④法律相談の活用.....	8

(2) 学校全体の業務支援に関わる取組 ～主に【教師以外が積極的に参画すべき業務】～	
①提出物等の簡素化・効率化.....	8
②教頭業務の支援.....	9
③GIGA スクール構想の推進と校務のデジタル化.....	9
④部活動の指導の負担軽減.....	9
(3) その他の取組 ～主に【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】等～	
①人材配置の継続及び拡充.....	10
②支援が必要な児童生徒・家庭への ICT による支援.....	10
③教職員研修の見直し.....	10
④学校の取組に対する伴走・助言.....	10
2 健康確保措置について	
①全教職員を対象とした労働安全法に定めるストレスチェックの実施.....	11
②学校閉庁日の設定.....	11
IV 資料編	
●令和8年2月実施 教職員アンケートの結果.....	12
●共同メッセージ.....	13

I 第1期及び第2期（令和6年度まで）松江市教職員の働き方改革プランの取組から見えてきたこと

1 検証結果の概要

（1）時間外在校等時間と年次有給休暇取得状況

令和4年度には月あたりの時間外在校等時間の平均が45時間を下回る43.4時間となり、また年間合計時間も令和元年度との比較で14.2%の縮減がなされるなど、時間外在校等時間は減少傾向にある。

コロナウイルス感染症が5類に移行し、学校行事等が再開した令和5年度以降においても、同様の傾向が継続しており、これまで推進してきた教職員の意識改革や、個々の具体的な取組に、一定の成果が得られた。なかでも特に効果のあった、音声ガイダンス対応電話の導入や、ICTを活用した校務のデジタル化等については、さらに取組を推進していく必要がある。

しかしながら、令和6年度における時間外在校等時間の年間平均合計時間は499.7時間と依然高い水準のままであり、上限目標の月平均45時間を上回った教職員は42.7%に至った。

また、年次有給休暇については、令和6年度平均取得日数11.2日、10日以上取得した教職員の割合は58.0%にとどまり、目標には大きな隔りがある。

特にこの傾向は、児童生徒数の多い大規模校や、小・中・義務教育学校ともに教頭、主幹教諭、さらに、部活動を担当する中・義務教育学校の教職員に顕著に見られる傾向であり、さらなる負担軽減に向けて重点的な対応が必要である。

【小・中・義務教育学校】

＜教職員の月あたりの時間外在校等時間の平均と年間合計時間＞

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
月平均	50.7時間	<u>50.5時間</u>	43.6時間	45.6時間	<u>43.4時間</u>	42.5時間	41.6時間
年間計	データ無	<u>606.1時間</u>	523.7時間	546.9時間	<u>520.3時間</u>	510.1時間	<u>499.7時間</u>

＜年次有給休暇を年間10日以上取得した教職員（講師等は除く）の割合＞

※()内は平均取得日数

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
54.7%	41.2%	30.8%	56.1%	58.4%	63.0%	58.0%
(データ無)	(データ無)	(7.8日)	(10.4日)	(11.7日)	(12.1日)	<u>(11.2日)</u>

＜月あたりの時間外在校等時間の時間別分布＞

時間外在校等時間	割合		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
15時間未満	14.5%	13.9%	15.8%
15時間以上30時間未満	17.8%	18.1%	17.6%
30時間以上45時間未満	22.4%	24.7%	24.0%
45時間以上60時間未満	20.7%	20.7%	20.7%
60時間以上80時間未満	16.5%	15.3%	15.0%
80時間以上100時間未満	5.7%	5.2%	5.1%
100時間以上	2.4%	2.1%	1.9%

【参考：皆美が丘女子高等学校】 ※毎年度 4～2 月

＜教職員の月あたりの時間外在校等時間の平均と年間合計時間＞

	令和5年度	令和6年度
月平均	34.1時間	34.0時間
年間計	375.3時間	374.5時間

＜年次有給休暇を年間10日以上取得した教職員（講師等含む）の割合＞

令和5年度	令和6年度
43.2% (8.8日)	30.6% (8.2日)

※（ ）内は平均取得日数

（2）労働安全衛生の視点

働き方と関連する松江市立学校ストレスチェックの近年の結果（令和6年度前期）から、上司や同僚からの支援が得られやすい職場環境である一方で、仕事量が多いという心理的な負担（量的負担）を感じている教職員の指数が9.7ポイントで、全国の教職員の指数（9.2ポイント）より高い傾向である。

同様に、島根県教育委員会が実施しているワーク・ライフ・バランスに係る意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスが「取れている」又は「どちらかという取れている」と回答した令和6年度教職員の割合は、県平均が小学校63.3%、中学校55.9%であるのに対し、松江市は小学校64.3%、中学校40.8%と、小学校では県平均を上回ったが、ともに低い傾向であった。

これらの教職員の意識に関する面も、働き方改革を進めるうえで重要であると、総合教育会議等においても指摘されている。

＜心理的な量的負担の指標の比較＞（令和6年度前期ストレスチェックから）

	人数 (人)	男性 (人)	女性 (人)	量的 負担	裁量度	上司 支援	同僚 支援	健康リスク		
								量-裁量	職場支援	総合
全国平均	-	-	-	7.9	7.2	6.6	8.2	100	100	100
公立学校共済組合 (令和5年度 結果平均値)	-	-	-	9.2	8.1	8.3	8.8	101	79.8	80.6
松江市立学校 (令和6年度 前期結果)	943	424	519	9.7	8.0	8.6	8.9	104.6	76.6	80.2

数値が高い方が良好な状態

100を全国平均とし、
数値が低い方が良好な状態

＜ワーク・ライフ・バランスの肯定的回答「取れている・どちらかという取れている」の割合＞

（教職員のワーク・ライフ・バランスに関する意識調査から ※抽出調査）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小	51.0%	51.8%	64.3%
中	36.4%	40.8%	40.8%
合計	44.1%	46.7%	53.3%

(3) 地域や家庭との連携

地域や家庭の協力、積極的な情報の発信等による保護者理解の醸成が、取組の推進につながった事例も学校現場より報告されており、地域や保護者との連携をはじめ、すべての市立小・中・義務教育学校に導入されたコミュニティスクールの仕組みなどを今後さらに生かしていく必要がある。

以上を踏まえ、教職員の時間外在校等時間については減少傾向にあるが、依然高い水準であり、これまでの取組を踏まえ、引き続いて負担軽減に向けた働き方改革の取組が必要である。

なお、学校現場における教職員不足が依然深刻な状況であり、それに伴う教職員の負担は増加しており、働き方改革を阻害する要因となっている。引き続き島根県教育委員会とともに、教職員の適正配置についても、取組を進めていく必要がある。

2 第2期松江市教職員の働き方改革プランの見直しの趣旨及び重点

松江市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、児童生徒と向き合う時間の確保と学校教育の質の維持向上を目指していくため、教職員の多忙化を防止し、業務の負担軽減と教職員の心身の健康を保持していくことが重要であると考え。そこで、引き続き島根県教育委員会とともに教職員の適正配置についての取組を継続するとともに、検証した結果に基づき、教職員の負担軽減に向け令和6年3月に「第2期松江市教職員の働き方改革プラン」を策定した。

また、本プランは令和8年度を最終年度としていたが、令和7年6月に改正された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）に基づき、給特法第8条の「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けるとともに、内容の見直しを行い、市立の全学校を対象とする。

これらを受け、以下の点に重点を置き、取り組むこととする。

- (1) 「第1期松江市教職員の働き方改革プラン」を継続し、特に音声ガイダンス対応電話の全校への早期導入や、ICTの積極的な活用など、**効果のあった学校全体の業務支援に関わる取組**をより推進する。
- (2) 特に時間外在校等時間が多い傾向にある**大規模校、教頭、部活動を担う教職員等**に対する**業務支援に関わる取組**を推進する。
- (3) **地域や家庭等の理解と協力**を得ながら推進していくことが重要であるため、学校運営協議会等、地域や家庭、関係機関等への働きかけや情報発信を推進する。
- (4) 教職員が明るく元気に子どもたちに向き合い、全ての子どもたちのより良い教育を実現するため、**教職員の心身の健康確保のための取組**を促進する。

II 第2期松江市教職員の働き方改革プランの基本方針

1 目的

教職員の心身の健康を保持し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とともに、学校教育の質の維持向上と活性化につなげるため、教職員の長時間労働の解消を目指す。あわせて、「働きやすさ」と「働きがい」を両立できる環境を整えることで、こどもたちへのよりよい教育の実現につなげることを目指す。

2 取組期間

令和6年度～令和11年度

3 数値目標

(1) 時間外在校等時間

- 全ての教職員が年間 360 時間以内
- 全ての教職員が1か月 45 時間以内

(2) 年次有給休暇の取得日数

- 全ての教職員が年 10 日以上取得

(3) ストレスチェック

- ストレスチェック受検率が全国平均以上
 - ストレスチェックにおける高ストレス者の割合が全国平均以下
 - ストレスチェックにおける健康リスク「仕事の量的負担・仕事の裁量度」の値が 100 以下、「上司のサポート・同僚のサポート」の値が 80 以下
- ※100 を全国平均とし、数値が低い方が、ストレス、健康リスクが少なく良好な状態を示すもの

4 取組の検証と改善

本プランにおける取組の実施状況や数値目標の達成状況について、年に1度、職種等の違いも踏まえ集計・分析し、検証する。また、総合教育会議に報告し、必要に応じて取組改善を図るほか、必要に応じて、プランの見直しを行う。

なお、プランの見直しを行った際は、総合教育会議に報告するとともに、遅滞なくホームページへの掲載等により公表する。

5 SDGs への貢献

SDGs は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された国際社会における 2030 年までの開発目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための 17 の目標で構成されている。

本プランに基づいた取組を推進することで、国際課題である SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する。



Ⅲ 第2期松江市教職員の働き方改革プランを推進するための具体的な取組

1 業務量管理について

松江市教育委員会は、文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類※以下、3分類」を踏まえ、「1 地域や家庭等の理解と協力」、「2 学校全体の業務支援に関わる取組」、「3 その他の取組」について、取り組みを進める。

学校と教師の業務の3分類 参考資料

- ▶ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- ▶ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

出典：文部科学省「学校と教師の3分類」

(1) 地域や家庭等の理解と協力 ～主に【学校以外が担うべき業務】～

①学校運営協議会や関係機関への働きかけ（「3分類」1・2・4関係）

現状

- ・各校の学校運営協議会の運営支援及び働き方改革についての協力と理解促進

今後の方針

- ・交通指導や公民館活動等における教職員の参加の精選依頼

②家庭や地域への周知や広報（「3分類」1・4関係）

現状

- ・市教育委員会や各学校のHP等への「働き方改革プラン」や「共同メッセージ」等の掲載
- ・松江市PTA連合会等を通じた取組等の周知

今後の方針

- ・市教育委員会から保護者に直接広報できる体制の整備や広報媒体の拡充

③音声ガイダンス対応電話の完全導入（「3分類」5関係）

現状

- ・放課後は音声ガイダンス対応電話に切り替わり、電話応答の時間を削減
- ・令和7年度までに全校導入と運用

今後の方針

- ・電話受信時におけるメッセージ機能の拡充に向けた検討

④法律相談の活用（「3分類」5関係）

現状

- ・法的な問題についての法務専門官等による、市教育委員会を通しての対応

今後の方針

- ・学校から依頼を受けた際の迅速な対応の徹底

(2) 学校全体の業務支援に関わる取組 ～主に【教師以外が積極的に参画すべき業務】～

①提出物等の簡素化・効率化（「3分類」6関係）

現状

- ・学校への各種調査・報告等の見直しや簡素化・効率化
- ・松江市会計年度任用職員の勤務報告依頼・様式を一本化し、業務を簡略化

今後の方針

- ・Web回答等の電子媒体を用いた回答方法の拡大
- ・各課等の報告様式の簡素化・効率化の促進

②教頭業務の支援（「3分類」6・7・8関係） ※小・中・義務教育学校のみ

□現状

- ・教頭業務を支援する支援員（教頭マネジメント支援員）の試験的導入

○今後の方針

- ・管理職経験のある支援員の配置による専門的な支援
- ・支援員の複数配置と支援する学校の拡充

③GIGA スクール構想の推進と校務のデジタル化（「3分類」8関係）

□現状

- ・校務支援システムの運用と改善
- ・教職員用 2in1PC の配置と活用支援
- ・学校からの配付物のデジタル化と効果の検証
- ・パブリッククラウドの効果と検証
- ・2in1PC による授業用 PC と校務用 PC を使い分けに係る負担の削減
- ・保護者からの欠席連絡を、アプリ等で確認・閲覧できる体制づくり
- ・保護者への配布物を、アプリ等を使用して配布する体制づくり

○今後の方針

- ・県域での次世代校務支援システム共同調達の検討
- ・アクセスポイントの増設等による、学校ネットワークの通信環境の改善
- ・クラウドサービス等の活用による、授業改革と校務効率化の推進
- ・市立高校においては県立高校と同じクラウドサービスの活用による、ノウハウの共有と蓄積を進め、業務の簡略化や省略化の推進

④部活動の指導の負担軽減（「3分類」13関係） ※小・中・義務教育学校のみ

□現状

- ・松江市中学校部活動ガイドラインの徹底（休養日等）
- ・学校規模や学校からのニーズを勘案した部活動指導員等の効果的な配置及び拡充
- ・各地域の実状に応じた部活動の地域移行への準備（地域移行への計画の策定や、教職員が参画する場合のルール・制度等の検討）

○今後の方針

- ・松江市中学校部活動ガイドラインの見直し
- ・部活動指導員及び部活動地域指導者の効果的な配置と更なる拡充
- ・休日における学校部活動の地域展開・地域連携の推進（中学校部活動における地域展開・地域連携に係る方針の策定）

(3) その他の取組 ～主に【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】等～

①人材配置の継続及び拡充（「3分類」14・15・16 関係）

□現状

- ・学校支援スタッフ（スクール・サポート・スタッフ）等の効果的な配置
- ・印刷やテスト結果の入力業務等の時間が削減され、児童生徒の対応等に当たる時間を確保

○今後の方針

- ・全校配置したスクール・サポート・スタッフの勤務時間増加に向けた検討

②支援が必要な児童生徒・家庭への ICT による支援（「3分類」19 関係）

□現状

- ・「ボタンねっと（オンライン学習支援事業）」による支援拡充
- ・学校から ICT を活用した対話や学習の場の提供

○今後の方針

- ・利用している児童生徒や保護者のアンケート等を活用した、支援内容等の改善

③教職員研修の見直し

□現状

- ・ICT を活用したオンラインやオンデマンドの積極的な導入
- ・研修等をオンラインで実施し移動時間にかかる負担を削減

○今後の方針

- ・学習と校務で統一的に利用しているクラウドサービス（GoogleWorkspace）を活用することで、研修実施における事前の資料共有や事務連絡、オンライン開催を効率的に実施
- ・研修対象者の見直し

④学校の取組に対する伴走・助言

- <例>
- | | |
|-------------------|-------------|
| ・通知表や定期テストの回数の見直し | ・定時退庁日の設定 |
| ・適正な年間授業時数の設定 | ・時差出勤制度等の導入 |
| ・デジタル採点システムの導入 | ・働きやすい環境づくり |
| ・チーム担任制の導入 | |

等

2 健康確保措置について

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容について、取り組みを進める。

①全教職員を対象とした労働安全衛生法に定めるストレスチェックの実施

現状

- ・労働安全衛生法に定めるストレスチェックを年間に2回（前期・後期）実施

今後の方針

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する体制の整備
- ・ストレスチェック実施後の結果等を活用した職場改善の推進
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置

②学校閉庁日の設定

現状

- ・夏季休業8月11日～8月17日を、学校閉庁日（日直を置かない日）として設定

今後の方針

- ・学校閉庁期間の拡充に向けた検討

IV 資料編

●令和8年2月実施 教職員アンケートの結果

(1) 回答率

	回答数	対象者	回答率
小学校	399	645	61.9%
中・義務教育学校	331	464	71.3%
高等学校	22	33	66.7%
合計	752	1142	65.8%

(2) 働き方改革を意識した勤務をしていますか？

	そうだ	まあそうだ	やや違う	違う
小学校	29.8%	54.9%	11.3%	4.0%
中・義務教育学校	19.9%	56.2%	16.0%	7.9%
高等学校	18.2%	54.5%	13.6%	13.6%
全体	25.1%	55.5%	13.4%	6.0%

(3) 働き方改革に関して、市教育委員会に期待する取組があれば1つあげてください。

※3分類ごとに回答数の多かった上位の項目

<学校以外が担うべき業務> について

- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） 13名
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の事案への対応 10名

<教師以外が積極的に参画すべき業務> について

- 6 調査・統計等への回答 93名
- 13 部活動 65名

<教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務> について

- 15 授業準備 7名
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 4名

<その他>について

- ・人員増 114名
- ・勤務時間の柔軟化 17名
- ・ICT関係 46名
- ・情報発信 15名
- ・業務のスクラップ 26名

●共同メッセージ

「島根県内教育長（働き方改革）共同メッセージ ご協力いただきたいこと」から抜粋しました。

「子どもたちにより良い教育環境をつくるため、教職員の働き方改革にご協力ください」

子どもたちの成長には教職員が一人ひとりの子どもたちと丁寧に関わり、教育の質を向上させて行くことが大切です。働き方改革に取り組むことは子どもたちの成長、教育の質の向上に向けた重要な取組であり、教職員の働き方改革の推進にご理解とご協力、ご支援をいただきますようお願いいたします。



保護者・地域の皆さまへ

誰の心、誰の心、
たからもの。

教職員の「働き方改革」へのご理解・ご協力、
ありがとうございます。引き続き、保護者と地域の
皆さまのご理解とご協力をお願いします。

学校・地域の実態に応じて
さまざまなご協力をいただいています。

- 登下校の見守り、水泳学習時の監視や校外学習の引率の補助、家庭科実習での児童生徒へのサポート
- 運動会、学習発表会などの学校行事の準備・片付け、駐車場の案内
- 教員に代わっての部活動の指導や大会などの引率、教員と一緒に部活動の技術的サポート
- 図書館の本の整理や読書、読書、読み聞かせ
- 学校の花壇の手入れ、芝生の管理などの環境整備

時間外在校等時間[※]の現状

● 保護者、地域の皆さまのご協力と学校におけるさまざまな取組により、着実に働き方改革が進んでいます。

時間外在校等時間[※]の推移(全学年) 一年間

41 勤務時間外への働き方改革が必要ですが、目標値 180 時間未満です。

※時間外在校等時間とは、保護者及び関係者の協力を得て勤務時間外に勤務し、その5分を超え、かつ15分未満の時間を指し、これら以外の時間は勤務時間内と見なす。

学校からの声

電話連絡を勤務時間内にしていたことが増え、ゆとりを持った授業準備やスキルアップの時間が持てました。

勤務時間外の電話が留守番電話対応となったことにご理解をいただいております。大変ありがたく感じています。

地域の方々から、学校行事への協力を申し出いただくことが増え、子どもたち一人ひとりに向き合える時間が増えました。

部活動指導において、専門的な技術指導をしていただき、生徒の競技力向上につながっています。

今後の県教育委員会と市町村教育委員会の取組

- 島根県教育委員会および市町村教育委員会は、令和7年6月11日に成立した給特法等一部改正法に基づき、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表、実行を進めています。
- 働き方改革により生み出した時間を活かし、教職員が子どもたちと向き合える時間を確保できるよう、より一層取組を進めています。

ご協力いただきたいこと

(実施する取組や時期は、市町村・学校によって異なることもあります。)

学校へのお電話は、緊急時を除き、可能な限り勤務時間内にお願ひします。

教職員の勤務時間は、学校によって異なりますが、概ね午前8時頃から午後5時頃までです。
なお、学校からの電話連絡は保護者さまに連絡が取れる時間に行うことができます。

登下校については、引き続き、ご家庭・地域での見守りにご協力をお願いします。

子どもたちの安全な登下校のため、引き続き、皆さまのご協力をお願いします。また、校外生活についてもご家庭でのご指導をお願いします。

地域・学校の連携を推進するためにも、学校へ参加を求める会合・行事のうち可能なものについては、平日・勤務時間内の開催もご検討ください。

学校によっては、学校が開催する会合についても、参加者誰もが参加しやすい時間・方法の工夫を進めます。

第2期松江市教職員の働き方改革プラン

松江市教育委員会教育総務課(教職員係)
お問い合わせ 電話(0852)55-5412